

# 上尾市既存木造住宅耐震診断補助制度について

市では、地震による住宅の倒壊等の被害を防ぎ、安全な建築物の整備を促進するため、職員による木造住宅の無料簡易耐震診断を随時実施しておりますが、木造住宅の耐震診断（一般診断・精密診断）をされる方に、診断費用の一部を補助します。（平成20年5月創設・平成24年4月改訂）

なお、補助制度による耐震診断を行う前に、市の無料簡易耐震診断を受診されることをお勧めします。

## 1 補助対象建築物

- ・ 木造建築物で昭和56年5月31日以前に着工された（昭和56年6月1日以後に増築されたものを除く）戸建て住宅又は兼用住宅（建築基準法に違反していることが明らかなものを除く）
- ・ 補助金の交付を受けようとする者又はその2親等以内の親族が所有するもの
- ・ 在来軸組構法（太い柱や垂れ壁を主な耐震要素とする伝統的構法を含む。）又は枠組壁工法（ツーバイフォー）によって建築されたもの
- ・ 階数が地上2以下のもの

## 2 補助対象者

市内に存する戸建て住宅又は兼用住宅に居住し、市税（市民税、軽自動車税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税）を完納している方

## 3 耐震診断をする者

建築士法の規定により登録を受けている建築士事務所又は、建設業法に規定する建設業者に所属する一級建築士、二級建築士及び木造建築士

## 4 補助対象となる耐震診断

一般財団法人日本建築防災協会の「木造住宅の耐震診断と補強方法」又はこれと同等の耐震診断方法に基づき、地震に対する建築物の耐震性を調査する診断です。

## 5 補助金額

耐震診断に要した費用の額（1,000円未満の端数切捨て）と、100,000円を比較し低い額。なお、補助金額が予算枠を超えた場合は、その時点で終了となりますので、ご了承ください。

## 6 申請方法

申込は、「補助金等交付申請書（規則様式第1号）」に次の書類を添付して、提出し

てください。なお、本人又は同居の親族以外の方が申請書を提出する場合は、本人の委任状が必要となります。

- ・ 既存木造住宅耐震診断事業概要書(要綱第1号様式)
- ・ 付近見取図、配置図及び平面図
- ・ 市役所2階の市民税課で発行する家屋評価証明書(1部150円)又は建築物の所有者、建築年次を証明するもの(確認済書写し、当該年度の固定資産税・都市計画税納税通知書の課税資産(土地・家屋)明細書写し、登記事項証明書など)
- ・ 耐震診断に要する費用の見積書の写し
- ・ 市長が補助金の交付の申請をする者の市税の納付状況及び居住の状況を確認することについての同意書(第2号様式)

## 7 事業計画の変更

- ・ 補助金の額に変更が生じる場合、あるいは補助金の申請を取止めようとするときには、「補助事業等<sup>計画変更</sup><sub>中止(廃止)</sub>申請書」を提出してください。
- ・ 補助金の額に変更が生じない場合には、「耐震診断計画変更報告書(第3号様式)」を提出してください。

## 8 耐震診断完了の報告

補助金の交付決定を受け、耐震診断を実施した方は、速やかに「補助事業等実績報告書(規則様式第4号)」に次の書類を添付して、提出してください。

- ・ 耐震診断報告書(要綱第3号様式)
- ・ 次に掲げる事項が記載された耐震診断の経過及び結果に関する書類
  - ア 地盤及び基礎の状況、建築物の改修の履歴並びに耐震診断の結果に基づく診断資格者の所見
  - イ 耐震補強の案
- ・ 付近見取図及び各階平面図
- ・ 耐震診断に要した費用の領収書の写し

## 9 補助金の請求

市から補助金交付確定通知を受けた方は、通知を受けた日から30日以内又は、耐震診断が完了した日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに、「補助金等交付請求書(規則様式第6号)」に次の書類を添付して、提出してください。

- ・ 補助金等確定通知書(規則様式第5号)の写し
- ・ 補助金口座振込依頼書

問い合わせ	上尾市都市整備部 建築安全課 建築支援担当
	電話048-775-8490